(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による建設業者 の経営事項審査の結果の閲覧について必要な事項を定めるものである。

(閲覧書類)

第2条 閲覧する書類は、平成10年7月1日以降に審査及び再審査した経営事項審査の結果であって、各申請者に対して行った結果通知の写し(以下「審査結果」という。)とする。

(閲覧場所)

第3条 閲覧所の場所を次のとおりとする。

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県県土整備部閲覧室

鳥取市立川町6丁目176 東部総合事務所県土整備局建設総務課内 八頭町郡家100番地 八頭総合事務所県土整備局建設総務課内 倉吉市東厳城町2番地 中部総合事務所県土整備局建設総務課内 米子市糀町1丁目160番地 西部総合事務所県土整備局建設総務課内 日野町根雨730 日野総合事務所県土整備局建設総務課内

(閲覧の日時)

- 第4条 審査結果の閲覧時間は、次の各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
 - 1 日曜日及び土曜日
 - 2 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 3 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(臨時休日等)

第5条 閲覧所の所属長は書類の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、 又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するもの とする。

(閲覧料)

第6条 審査結果の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第7条 審査結果を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧申請書に閲覧しようとする者の住所、氏名、閲覧 建設業者名、許可番号等必要な事項を記入しなければならない。

(審査結果の持出しの禁止)

第9条 審査結果は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

- 第10条 閲覧所の所属長は、次の各号の一に該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 - 1 この要綱又は県職員の指示に従わない者
 - 2 書類を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

附則

この要綱は、平成10年11月2日から施行する。

附則

- この要綱は、平成14年6月27日から施行し、平成14年7月1日から適用する。 附則
- この改正は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。 附則
- この改正は、平成18年6月19日から施行し、平成18年6月19日から適用する。

経営事項審査結果閲覧申請書

下記の建設業者の経営事項審査の結果を閲覧させてください。

閲	住所						
覧	氏名						
者	連絡先	電話番号					
閲覧日時		年 月 日 時 分					
業者名等							
201		大臣 知事	許可番号	商 又	号 は名称	所在地 (市町村名まで)	

申請どおり閲覧を承認してよろしいか。

課長	課員	主査